

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日及び令和元年10月1日より消費税(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度那珂川町一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 180,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障施策に要する経費 1,356,585 千円

(単位:千円)

事業名	令和7年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	町債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
障害者福祉費	505,689	350,896		15,000	139,793	37,000
老人福祉費	339,611	26,356		8,204	305,051	80,000
児童措置費	310,129	203,406		23,240	83,483	22,000
母子福祉費	48,897	17,181			31,716	8,000
予防費	107,579	24,848			82,731	22,000
健康増進費	44,680	1,118			43,562	11,000
合計	1,356,585	623,805	0	46,444	686,336	180,000

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率であん分しています。